

## I 点検結果の概況

### 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

#### ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I4キ）。

#### イ 事後評価

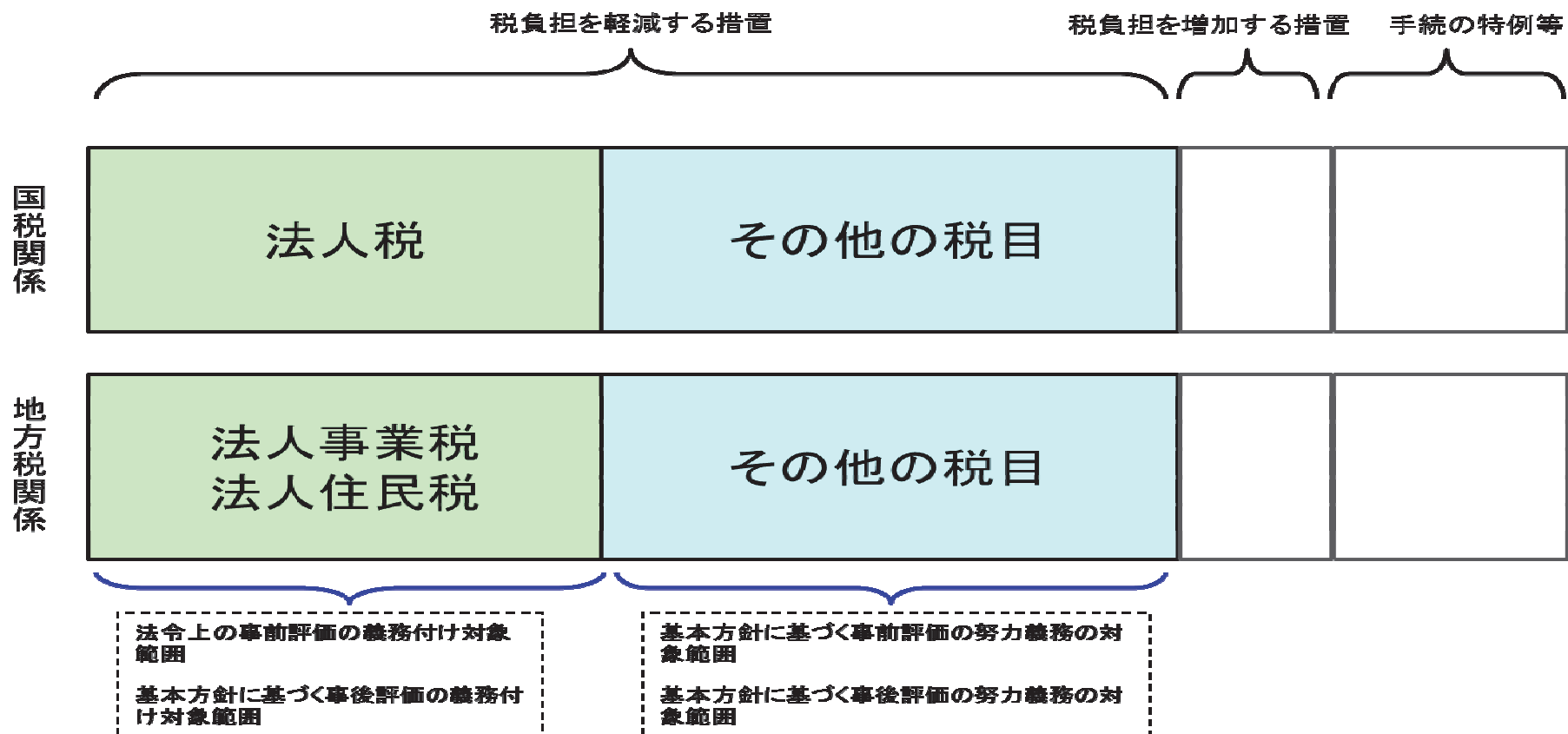
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I5カ）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I5カ）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



## 2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況

### (1) 政策評価実施件数

平成29年度税制改正要望に際し、平成28年9月15日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、13行政機関で計129件あった（図表2参照）。

図表2 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価					努力義務 対象	事後評価	合計
	義務付け対象							
	新設	拡充	延長	拡充・延長 等	計			
内閣府	2	1	5	2	10	4	1	15
国家公安委員会・警察庁	1	0	0	0	1	0	0	1
金融庁	1	0	2	1	4	0	0	4
復興庁	0	1	0	0	1	0	0	1
総務省	0	0	1	1	2	0	1	3
外務省	0	0	0	0	0	0	1	1
文部科学省	1	0	0	0	1	1	0	2
厚生労働省	2	0	3	0	5	1	1	7
農林水産省	0	1	8	1	10	0	9	19
経済産業省	5	1	6	4	16	8	16	40
国土交通省	0	1	16	2	19	2	4	25
環境省	0	0	0	0	0	0	2	2
防衛省	1	0	1	0	2	2	5	9
合計	13	5	42	11	71	18	40	129

(注) 「拡充・延長等」の区分は、1件の評価書において新設、拡充又は延長要望のうち複数の要望が含まれているものである。

(2) 点検対象

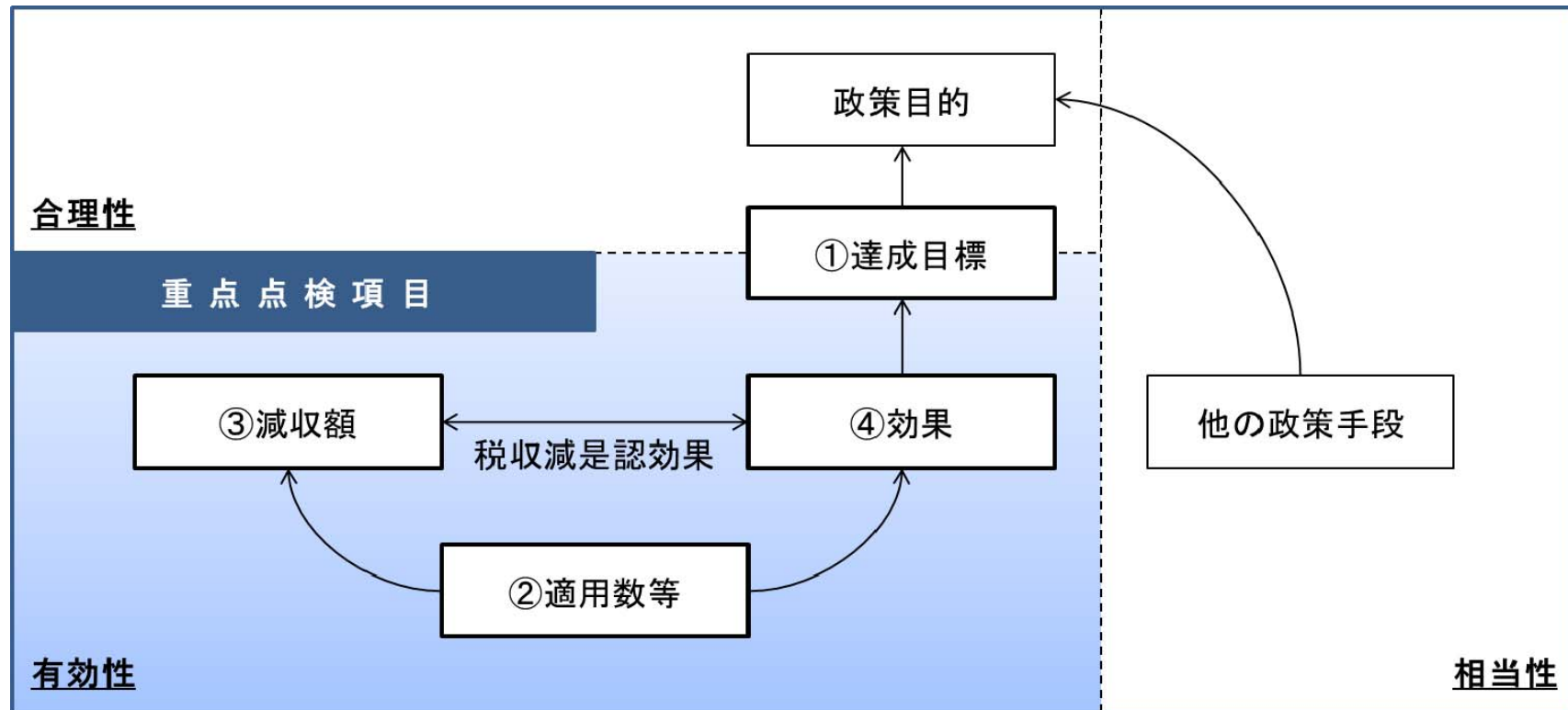
平成 28 年度の点検では、義務付け対象の事前評価書（計 71 件）を重点的に点検した。

(3) 点検項目

平成28年度は、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的に向けた手段としての「有効性」に重点を置いて点検項目「①達成目標」、「②適用数等」、「③減収額」及び「④効果」を設定した（図表3参照）。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、「有効性」について、分析・説明の内容が一定水準に達しているかの観点から実施し、一定水準に達しておらず、分析・説明の内容が不十分な項目については、課題を指摘した。

図表3 点検項目



#### (4) 点検結果

評価書71件について、分析・説明の内容が不十分であると思われる点に対する平成28年9月15日までに各行政機関から示された補足説明等も含め、点検を実施し、その結果は、図表4のとおりである。

点検の結果、評価書71件のうち、全ての点検項目において分析・説明の内容が一定水準に達しているものはなかったが、点検の過程で示された各行政機関の補足説明により、一定水準に達した点検項目数は改善しており、政策評価の質が改善した。

他方、租税特別措置等の適用数や効果が全く把握・予測されていないなど評価として著しく不十分なもの（要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを含む。）が11件あった。

また、それぞれの点検項目に着目すると、各行政機関からの補足説明を踏まえてもなお分析・説明に不十分な点が残るものは、「①達成目標」24件、「②適用数等」47件、「③減収額」29件、「④効果」67件であり、特に「②適用数等」及び「④効果」について、多くの評価書に課題がみられる状況であった。

点検項目ごとの主な課題は、次のとおりである。

##### ア 「①達成目標」（24件）に関するもの

達成目標自体が全く設定されていない評価書はなく、全ての評価書に何らかの達成目標が設定されていた。しかし、設定された達成目標に達成すべき水準が定量的に示されていないものが21件あった。このようなものは、その租税特別措置等の効果を事後に検証することが困難となることから、定量的な達成目標を適切に設定する必要がある。

##### イ 「②適用数等」（47件）に関するもの

適用数等が全く把握又は予測されていない評価書が4件あった。適用数等は、租税特別措置等の効果や減収額を把握又は予測するための基礎となる情報であることから、適用数等を適切に把握又は予測する必要がある。

そのほか、把握された適用数の実績が、前回評価時の将来見込みの想定と異なるなど、僅少となっているものが20件あった。このようなものは、その租税特別措置等の必要性や将来の効果について、更なる検証が必要である。

##### ウ 「③減収額」（29件）に関するもの

減収額が全く把握又は予測されていない評価書が9件あった。減収額は、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、減収額を適切に把握又は予測する必要がある。

そのほか、把握又は予測された減収額の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）の全部又は一部の説明が不十分であるものが6件あった。このようなものは、把握又は予測された減収額に対する検証が困難であることから、その算定根拠を明らかにする必要がある。

エ 「④効果」（67件）に関するもの

効果について、全く把握又は予測されていないものが5件あった。効果は、達成目標の実現状況や実現見込みを、ひいては政策目的の実現に向けた手段として有効かを明らかにするために必須となるものであることから、効果を適切に把握又は予測する必要がある。

そのほか、把握又は予測された効果が、達成目標に対し、どの程度寄与するか不明であることなどにより、達成目標がどのように達成されるか明らかにされていないものが45件あった。このようなものは、その租税特別措置等が目標を達成する手段として有効であって、目標の達成に十分に寄与するものであるかについて、明らかにする必要がある。

また、把握又は予測された効果の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）の全部又は一部の説明が不十分であるものが14件あり、特に、過去の効果の実績と比べ、将来の効果の予測が過大となっているものが3件あった。このようなものは、将来の効果が予測どおりに発現するかについて、その算定根拠を明らかにした上で、分析・説明する必要がある。

図表4 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（補足説明を踏まえたもの）

行政機関名	点検件数	分析・説明が不十分なもの					合計
		① 達成目標	② 適用数等	③ 減収額	④ 効果		
内閣府	10	0 (2)	8 (9)	5 (9)	10 (10)	23 (30)	
国家公安委員会・警察庁	1	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	
金融庁	4	4 (4)	2 (4)	3 (3)	4 (4)	13 (15)	
復興庁	1	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (4)	
総務省	2	0 (1)	1 (1)	0 (2)	2 (2)	3 (6)	
文部科学省	1	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	3 (4)	
厚生労働省	5	5 (5)	5 (5)	4 (5)	5 (5)	19 (20)	
農林水産省	10	1 (2)	3 (7)	2 (6)	9 (10)	15 (25)	
経済産業省	16	8 (12)	12 (16)	9 (16)	15 (16)	44 (60)	
国土交通省	19	4 (16)	14 (19)	6 (15)	17 (19)	41 (69)	
防衛省	2	1 (2)	1 (2)	0 (1)	2 (2)	4 (7)	
合計	71	24 (46)	47 (66)	29 (60)	67 (71)	167 (243)	
分析・説明が一定水準に達しているもの		47 (25)	24 (5)	42 (11)	4 (0)	117 (41)	
著しく不十分なもの		0 (1)	4 (11)	9 (17)	5 (19)	11 (29)	

(注) 1 ( ) 内は、点検前の当初の評価書の状況

2 要望の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていない評価書については、「分析・説明が不十分なもの」に分類

3 「分析・説明が不十分なもの」について、「①達成目標」、「②適用数等」、「③減収額」又は「④効果」に重複して該当する場合は、それぞれに計上したため、これらの合計は点検件数と一致しない。

4 「著しく不十分なもの」について、「①達成目標」、「②適用数等」、「③減収額」又は「④効果」に重複して該当する場合は、それぞれに計上し、「合計」には、「著しく不十分なもの」に該当する評価書の件数を記載したため、これらは一致しない。

(5) 点検結果の活用及び今後の課題

ア 点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

イ 今後の課題

適用数や効果などが全く把握又は予測されていない評価書については、いずれの点検項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、把握又は予測を適切かつ確実に行う必要がある。

多くの評価書に課題があった「効果」の分析・説明については、一部の行政機関では、現時点において租税特別措置等の効果を適切に把握又は予測することは困難であるが、今後、より適切な把握又は予測の方法について検討する旨が明らかにされており、次回評価時には、当該検討の結果を踏まえた方法等により、適切に効果を分析・説明することが期待される。

また、「適用数等」の分析・説明については、適用数等が減収額や効果を把握又は予測するための基礎的な情報であることに鑑み、適切に適用数等を分析・説明することが重要である。

このような課題が解消され、政府全体としての政策評価の質が一層向上するよう、今後、先行的な取組内容も参考とするなどしながら、各行政機関における政策評価の効果的かつ効率的な実施に向けた方策を検討する必要がある。